沖縄トラック情報

5
May 2021
no.368

1 第45回（令和3年度）定時総会の開催について
2 「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について
3 「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定しました
～事業用自動車に係る新たな総合的安全対策をとりまとめ～
5 令和3年度 第1回運行管理者試験のご案内
令和3年度 第1回運行管理者試験からは『CBT試験』に全面移行します
7 令和3年度 運行管理者等一般講習【貨物】の開催案内について
11 下請代金の支払手段について
15 高速道路落下物対策
17 はしごを使う前に
19 「2021年度 安全性評価事業（Gマーク）の実施に係る事前説明会」のYouTube動画配信について
20 令和3年度 厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等取得コース」～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～ 実施概要
21 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて～ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入～
22 飲酒運転の根絶を目指して～トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策～
24 災害事例とその対策
25 軽油価格推移表（全国平均・沖縄地区）
26 協会日誌・行事予定表
裏表紙 ―2021年度貨物自動車運送事業安全性評価事業―安全の証し「Gマーク」

公益社団法人 沖縄県トラック協会

飲酒運転根絶 ～それでも飲酒運転をするのですか、させるのですか、許すのですか～

令和2年中

1 飲酒運転で1,429人を検挙

酒酔い運転	16人
酒気帯び運転	1,413人
うち 逮捕者	475人

※ 平成31年（令和元年）飲酒検挙件数 2,147件
平成31年(令和元年)に比べ令和元年は、718件減少であるが実数で全国上位に位置する

2 免許処分者
（令和2年中に処分した者）

飲酒取消処分	1,030人
停止処分	331人

（酒気帯びの場合90日以上）

飲酒運転 経済面の代償

酒酔い運転
5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転
3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

被害者補償
事故の場合
賠償責任（人身・物件）
死亡事故の場合
3,000万円以上

飲酒運転 生活面の代償

1 職を失う可能性
2 家族関係や友人関係の崩壊
3 免許の停止や取消しによる行動範囲の制限
4 家族や他人に迷惑をかけているという負い目の感情
5 逮捕者は実名報道される可能性があり、その場合、社会的責任追及を受ける。
6 懲役の場合、刑務所収監

飲酒運転 時間面の代償

免許を再取得するには
1 欠格期間
（免許を受けられない期間）
通常違反は最大5年の欠格期間、人身事故等の違反が加算された場合最大10年
2 取消し処分者講習の受講（2日間）
欠格期間終了後、1日目を受講し、1ヶ月後に2日目を受講（手数料30,550円）
3 自動車学校に入校（教習期間）
入校期間：約1ヶ月
取得費用：平均35万円

運転代行の利用やハンドルキーパーの指定、車両を置いて帰ることも検討しましょう

【ホームページ】http://okitora.or.jp 【Eメール】ota@okitora.or.jp

沖縄トラック情報 no.368 May 2021
発行所／公益社団法人 沖縄県トラック協会 〒900-0001 那覇市港町2-5-23 TEL. 098-863-0280 FAX. 098-863-3591
印 刷／光文堂コミュニケーションズ(株) TEL. 098-889-1121(代)

――2021年度貨物自動車運送事業安全性評価事業――

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」申請概要

申請受付期間
2021年7月1日(木)～7月14日(水)
土・日を除く

※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

❶インターネットによる頒布
頒布開始日／2021年4月23日(金)
頒布方法／申請案内→全日本トラック協会ホームページにて公開
申請書・自認書→申請書作成システムによる作成が可能

❷紙媒体による頒布
頒布開始日／2021年5月6日(木)
頒布方法／申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関(各都道府県トラック協会)より入手してください。

「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置」を設けました。詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧下さい。

更新のお知らせ
前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2019年度(新規)	199＊＊＊＊
2回目更新	2018年度(初更)	189＊＊＊＊(1)
3回目更新	2017年度(2更)	29 ＊＊＊＊＊(2)
4回目更新	2017年度(3更)	29 ＊＊＊＊＊(3)

インターネットを利用して申請書類が作成できます。申請案内など詳しくは「Gマーク」で検索!!
Gマーク 検索

Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

●車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。

適切ではない使用例
●有効期限が過ぎたステッカーは剥がしてください。

Gマーク認定事業所のみなさん 認定ステッカーを正しく使用できていますか?

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
https://www.jta.or.jp

公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019

第45回（令和３年度） 定時総会の開催について

（公社）沖縄県トラック協会並びに陸運労災防止協会沖縄県支部は下記のとおり第45回定時総会を開催いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、出来るだけ委任状のご提出をお願いいたします。

なお、会場にお越しの場合は、マスクを着用し、会場前に設置してありますアルコール消毒及び検温後、会場へお入りくださるようご協力をお願い申し上げます。また、今年度も表彰式及び懇親会は、開催しないこととといたしましたのでご理解くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

日　時　令和３年５月26日（水）15：00～16：30

場　所　九州沖縄トラック研修会館（５F 第１研修室）

議案審議　Ⅰ　第45回 公益社団法人沖縄県トラック協会 定時総会 15：00～

【報　告】

第１号報告　令和２年度事業報告について

第２号報告　令和３年度事業計画について

第３号報告　令和３年度収支予算について

【議　案】

第１号議案　令和２年度貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属証明書、財産目録承認の件

第２号議案　任期満了に伴う役員改選の件

Ⅱ　第45回　陸運労災防止協会沖縄県支部 通常総会 16：00～

第１号議案　令和２年度事業報告

第２号議案　令和２年度収支計算書承認の件

第３号議案　令和３年度事業計画(案)承認の件

第４号議案　令和３年度収支予算(案)承認の件

第５号議案　任期満了に伴う役員改選の件

沖ト協発第 14 号
令和３年４月 19 日

貨物運送事業者　各位

（公社）沖縄県トラック協会会長
（　公　印　省　略　）

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

謹啓　貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県においては事業者及び県民の皆様による新型コロナウイルス感染拡大防止対策が実施されているところですが、新規陽性者が急増しているため、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として沖縄県が指定され、沖縄県対処方針に移行したところであります。

つきましては、別添の『「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について』の取組について、沖縄県から協力願いがございますので、皆様におかれましては取組の実施にご協力お願い申し上げます。

謹　白

まん延防止等重点措置実施期間：４月１２日（月）～５月５日（水）

※沖縄県からの協力願い内容について一部抜粋しております。

１．経済界への要請（県内全域）

○従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること

○職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底すること

○従業員等に対し、研修時の懇親会、歓迎会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること

○「出勤者数の７割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組みを推進すること

○業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

（トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン）

https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/anzen/corona_jta_manual.pdf

２．県民への要請（県内全域）

○不要不急の外出や移動を自粛すること　○混雑している場所や時間を避けて行動すること

○県外との不要不急の往来は自粛すること　○離島との不要不急の往来は自粛すること

※詳細については（公社）沖縄県トラック協会ホームページに掲載されております。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和３年３月３０日
自動車局安全政策課

「事業用自動車総合安全プラン２０２５」を策定しました

～事業用自動車に係る新たな総合的安全対策をとりまとめ～

国土交通省では、２０２５年度までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン２０２５」を策定しました。

本プランでは、重傷者数、各業態の特徴的な事故に対する削減目標を新たに設定し、依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策等を盛り込み、世界に誇る安全な輸送サービスの提供の実現を目指します。

事業用自動車の交通事故については、平成２９年に策定した「事業用自動車総合安全プラン２０２０」に基づき、関係者と一丸となって事故防止対策に取り組んできましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響、大規模水災害・雪害の激甚化・頻発化、高齢社会の進展、ＩＣＴ・先進安全技術の急速な発展等、当該プランの策定時から大きな状況の変化がありました。

「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」（座長：野尻俊明　流通経済大学学長）において、令和２年度に、事業用自動車が置かれている社会環境、事故状況、重点的に検討する事項等について議論を行い、新たなプランついて検討を行ってまいりました。

このたび、「事業用自動車総合安全プラン２０２５」がまとめられましたのでお知らせいたします。

＜内容については下記ＵＲＬよりご覧ください。＞
〇事業用自動車総合安全プラン２０２５
～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/news/anzenplan2025.html

【問い合わせ先】
自動車局安全政策課　安原、奥立
TEL：03-5253-8111（内線 41615、41613）
03-5253-8566（直通）
FAX：03-5253-1638

事業用自動車総合安全プラン2025［計画期間：令和3～7年度］

～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～

国土交通省

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の**'安全トライアングル'**により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

ポイント

- ○ 依然として発生する**飲酒運転**、**健康起因事故**等への対策、**先進技術の開発・普及**を踏まえた対策、**超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化**を踏まえた事故防止対策
- ○ 新型コロナウィルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、**新たな日常**への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- ○ **重傷者数に対する削減目標**とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、**各業態の特徴的な事故に対する削減目標**を設定

【重点施策】

1.「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現
・新型コロナウィルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応
・激甚化・頻発化する災害への対応　等

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶
・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応　等

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進
・ICTを活用した高度な運行管理の実現
・無人自動運転サービスに向けた安全確保　等

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策
・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
・高齢運転者事故への対応　等

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化
・各業態の特徴的な事故への対応
・健康に起因する事故の増加への対応　等

6. 道路交通環境の改善
・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する　等

【事故削減目標】

＜全体目標＞
①24時間**死者数225人以下**、バス、タクシーの**乗客死者数ゼロ**
②**重傷者数2,120人以下**
③**人身事故件数16,500件以下**
④**飲酒運転ゼロ**

＜各業態の個別目標＞
【乗合バス】**車内事故件数85件以下**
【貸切バス】**乗客負傷事故件数20件以下**
【タクシー】**出会い頭衝突事故件数950件以下**
【トラック】**追突事故件数3,350件以下**

令和３年度 第１回運行管理者試験のご案内

令和3年度第1回運行管理者試験からは『CBT試験』に全面移行します

（筆記による試験は実施しません。）

● CBT 試験とは、Computer Based Testing の略で、テストセンターに行って、問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場

問題画面（イメージ）

● 試験会場と日時を指定された範囲内で申請者が選択できます。
また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面（イメージ）

申請方法 インターネット申請（書面での申請はできません。）

申請の受付期間 令和３年６月７日（月）～７月14日（水）

試験日時 令和３年８月７日（土）～９月５日（日）の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。
（試験結果は９月 21 日に公表する予定です。）

試験会場 貨物試験、旅客試験とも全国 47 都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等 6,000円（非課税）
この他、次のうちいずれか１つの費用が別途必要となります。
・新規受験申請：660円（税込）（システム利用料）
・再受験申請：860円（税込）（システム利用料、事務手数料）
試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。
・試験結果レポート手数料：140円（税込）

受験資格 実務経験者
・原則令和３年８月６日までに、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、１年以上の実務の経験を有する方

基礎講習修了者
・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成７年４月１日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了（修了予定の方は、令和３年７月28日までに修了）した方

CBT 試験の流れ

受験申請サイト

STEP 01 受験の申請

受験の申請に必要な情報を入力します。
● メールアドレスの登録・確認
● 申請情報の入力
● 受験資格情報の入力
＊実務経験1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要です。
＊基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証等をアップロードしてください。
● 本人確認書類・顔写真のアップロード
申込が受理されると、運行管理試験センターから受験申込受付のお知らせメールが届きます。

STEP 02 書類の審査

提出書類の審査が完了するまでお待ちください。
＊基礎講習修了予定で申請する場合、基礎講習修了証等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和３年７月28日までに基礎講習修了証等の写しが未提出の方は受験できません。

STEP 03 書類審査完了のご案内

提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから会場予約等手続きのご案内メールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。

＊STEP１～６までの手続を行わないと、受験の申請手続が完了しませんのでご注意ください。

CBT試験専用サイト

STEP 04 CBT試験専用サイトへアクセス

会場予約等手続きのご案内メールに記載されている受験申請サイト内の個人認証画面にアクセスし、申請者配布番号、氏名（カナ）、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に同画面の「試験会場の予約／支払」ボタンを押し、CBT 試験専用サイトの会場予約画面を開いてください。

STEP 05 試験会場と日時の選択･お支払

希望する試験会場及び日時を選択・予約したのち、受験手数料等の入金の手続をしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。
＊支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和３年８月３日までに試験会場等の予約をして、８月６日までに受験手数料等の支払を完了してください。
＊支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和３年８月６日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。
＊８月６日までに受験手数料等の支払を完了していないと、受験申請が取消しとなりますのでご注意ください。

STEP 06 申請手続完了

入金完了後、CBT 試験専用サイトから、試験会場の案内等が記載された受験確認書メールが送信されます。
＊受験確認書メールが届かない場合は、手続きが完了していない場合がありますので、試験事務センターまでご連絡ください。

試験当日

STEP 07 試験当日

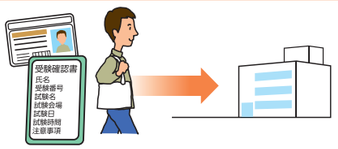

受験確認書に記載された日時に、顔写真付き身分証明書（運転免許証等）及び受験確認書（スマートフォンに表示も可）を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。（受験確認書を持参しなくても受験は可能です。試験会場、試験日時、注意事項等についてご確認ください。）
＊試験当日、受付時に顔写真付き身分証明書を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。
＊試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

ＣＢＴ試験の体験版はこちらから
体験版 https://www.jjstc.com/trial_ibt/

運行管理者試験の申請手続きの詳細は、当センターのホームページを参照してください。
ホームページ https://www.unkan.or.jp/

公益財団法人 運行管理者試験センター 試験事務センター
自動音声サービス TEL 0476－85－7177
（平日9時～17時は「5」を押すとオペレータ対応有）

沖ト協発第 11 号
令和３年４月 23 日

貨物運送事業者　各位

（公社）沖縄県トラック協会会長
（　公　印　省　略　）

令和３年度　運行管理者等一般講習【貨物】の開催案内について

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営において格別なるご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり自動車事故対策機構より講習のご案内がございます。つきましては、別添の「**令和３年度運行管理者等一般講習【貨物】の開催について」の１．講習の対象者**に該当する方は、「インターネットによる申し込み」の方法によりお申し込みください。

※インターネット予約をご利用になれない方は、自動車事故対策機構へ直接ご連絡ください。

なお、会員事業者で陸運事務所に運行管理者として選任届出のある方でも、当日、**受講手数料（３，２００円）**のお支払いが必要となります。お支払い後、別紙様式１より助成の申請をしていただいた事業者のみ、指定口座へお振込みをいたします。選任届出されていない方が受講する場合は、助成対象外となりますのでご了承ください。

なお今年度より、従来の対面形式に加え、ＤＶＤ視聴形式での開催もございますのでご利用ください。

謹白

●講習日時と実施場所

別添の「令和３年度運行管理者等一般講習【貨物】の開催について」の２．講習日時と実施場所をご確認ください。

●講習申込方法（インターネットによる申し込み）

自動車事故対策機構ＨＰ上の予約システムより直接お申込みください。

https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user

※予約受付についての注意事項

・予約受付については、**各開催日とも、開催日の２カ月前の１日から予約受付**となります。

・運行管理者一般講習に関するお問合せ（キャンセルや講習内容等）に関しては直接、自動車事故対策機構沖縄支所にお願いいたします。

独立行政法人　自動車事故対策機構　沖縄支所
住　所：那覇市泉崎２－１０３－４　沖縄県ハイヤータクシー会館３Ｆ
ＦＡＸ：０９８－８３５－４２１４　ＴＥＬ：０９８－９１６－４８６０

●助成金の申請に必要なもの

１．「様式１」各種講習費等助成金実績報告書（兼）請求書
２．領収書（写）
３．運行管理者選任届出書（陸運事務所受付印あり）（写）

上記を**令和４年１月３１日（月）まで**に申請した事業者へ助成いたします。

令和３年度 運行管理者等一般講習【貨物】の開催について

独立行政法人自動車事故対策機構 沖縄支所

事　業　者　各　位

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
運行管理者等一般講習を下記の通り開催いたしますのでお知らせいたします。
今年度より、DVD視聴形式の一般講習を導入いたしますのでご利用ください。

１．講習の対象者

（１）　運行管理者【令和２年度に実施した一般講習を未受講の方】
（２）　今年度中に新たに選任届出をされた運行管理者（基礎講習受講済みの方）
（３）　沖縄総合事務局陸運事務所長から運行管理者特別講習の受講対象との通知を受け、当該講習を受講した方のうち、令和３年度の一般講習を受講するよう通知（指示）があった方
（４）　その他、運行管理者又は補助者等で特に受講を希望する方

２．講習日時と実施場所

令和３年度　　運行管理者等一般講習日程表

【対面形式】		対象業態：【　貨　物　】トラック	
開催地区	開催日	講習会場	会場住所
沖縄本島	10 月 26 日 （火）	九州沖縄トラック研修会館５階大研修室	那覇市港町２丁目5-23
沖縄本島	10 月 27 日 （水）	九州沖縄トラック研修会館５階大研修室	那覇市港町２丁目5-23
八重山地区	11 月 12 日 （金）	八重山トラック事業協同組合	石垣市字真栄里865-11
宮古地区	11 月 19 日 （金）	宮古地区トラック事業協同組合	宮古島市字久貝1205-1
沖縄本島	12 月 7 日 （火）	九州沖縄トラック研修会館５階大研修室	那覇市港町２丁目5-23
沖縄本島	12 月 8 日 （水）	九州沖縄トラック研修会館５階大研修室	那覇市港町２丁目5-23
【DVD視聴形式】			
開催地区	開催日	講習会場	会場住所
沖縄本島	8 月 5 日 （木）	NASVA沖縄支所	那覇市泉崎2-103-4　3階
	8 月 19 日 （木）	NASVA沖縄支所	那覇市泉崎2-103-4　3階
	9 月 2 日 （木）	NASVA沖縄支所	那覇市泉崎2-103-4　3階
	9 月 16 日 （木）	NASVA沖縄支所	那覇市泉崎2-103-4　3階
	10 月 7 日 （木）	NASVA沖縄支所	那覇市泉崎2-103-4　3階
	11 月 4 日 （木）	NASVA沖縄支所	那覇市泉崎2-103-4　3階
	2 月 3 日 （木）	NASVA沖縄支所	那覇市泉崎2-103-4　3階
	2 月 17 日 （木）	NASVA沖縄支所	那覇市泉崎2-103-4　3階
	3 月 10 日 （木）	NASVA沖縄支所	那覇市泉崎2-103-4　3階

※各開催日とも定員になり次第、受付を終了します。早めのご予約をお願いいたします。

３．受講予約申し込みについて

・各開催日とも、開催日の２か月前の１日から予約受付をいたします。

・パソコン、スマートフォンからの予約が可能です。

・予約完了時、「**予約確認書**」を印刷または端末に保存し、初日受付時にご提示ください。

・申込み期間内でも、会場の定員に達し次第、受付を終了いたします。

・NASVAホームページ［　http://www.nasva.go.jp/　］からアクセスしてください。

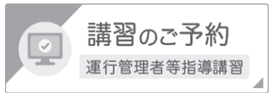

をクリック！

「**運行管理者等指導講習予約システム**」をご利用ください。

※　ブラウザのアドレスバーに、https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user　と直接入力、または、検索エンジンで「ナスバ」などと検索してもホームページ・予約システムにアクセスできます。

※インターネット予約をご利用になれない方は、ＦＡＸにて予約を受付けますので、当機構までご連絡ください。

・予約が完了した場合は、NASVAあてにFAX送信をした「予約申込書」を、受講日当日受付にご提出ください。

（**お願い**）　FAXによる予約は、インターネット環境がない方のための措置です。インターネット環境がある方は、FAX予約はご遠慮いただき、インターネット予約をご利用ください。ご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染防止の対策等、安全・安全な講習運営へのご協力がいただけない方の受講はできません。

４．受講手数料について

1名様　**３，２００円**　（講習当日受付にてお支払いください）

５．携　行　品

・「予約確認書」　・筆記用具　・受講手数料

・運行管理者等指導講習手帳（受講証明用の手帳です：すでにお持ちの方）

・上記の手帳作成用の写真１枚（初めて受講される方、お持ちの手帳の証明欄が満欄の方）

※ 6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上3分身、縦3.0㎝×横2.4㎝のもの。裏面に氏名を記入すること。

・講習で使用するテキスト・資料は当日配布いたします。

・会場内では、マスクの着用、私語を控える等、新型コロナ感染防止対策にご協力をお願いします。

６．講習時間割

※適宜休憩をはさみます。時間割、講師は都合により変更になる場合があります。

時間	講習内容	担当	
		対面形式	DVD視聴形式
9:00　～　9:50	受付（DVD視聴形式は9:30～9:50）		
9:50　～　10:00	オリエンテーション・開講挨拶	NASVA講師	NASVA講師
10:00　～　12:00	運輸行政の動向	NASVA講師	DVD
12:00　～　13:00	昼休憩		
13:00　～　14:00	事故防止対策等に関する情報	NASVA講師	DVD
14:00　～　15:00	事故の背後にある要因とその対策	NASVA講師	DVD
15:00　～　15:30	事故防止に関する情報	視聴覚教材	DVD
15:30　～　16:00	修了試問　及び　解説	NASVA講師	NASVA講師
16:00　～　16:30	閉講挨拶		

【お問い合わせ先】　NASVA　独立行政法人自動車事故対策機構　沖縄支所
TEL：098（916）4860　　FAX：098（835）4214

運行管理者等一般講習受講申込書

独立行政法人　自動車事故対策機構
沖縄支所長　殿

令　和　　年　　月　　日

二重線内をすべてご記入の上送信してください。
FAX番号：(098) 835 － 4214

受付印欄　記入しないでください

受 講 希 望 日

令和　　年　　月　　日

(ふりがな) **事業者名**	
(ふりがな) **営業所名**	
〒　　－ **事業者又は営業所の住所**	
連絡先(TEL)　　(FAX)	

事業の種類（○印をする）	バス	ハイ・タク	トラック（軽貨物含む）	その他（　　）記入して下さい

ふりがな 受講者の氏名 （生年月日）	所属の事業所（営業所）の名称	現在の職名（○印をする）	運行管理者資格者番号 記載例(沖貨物第○○号) (運行管理者のみ必須)	運行管理者等指導講習手帳（○印をする）	番号 記入の必要ありません
（昭・平　・　・　）		1. 補助者 2. 運行管理者 3 .その他	第　　号	1. 持っている 2. 持っていない 3. 再交付希望	
運転免許証番号　（第　　号）　・　免許証なし又は登録しない					
（昭・平　・　・　）		1.補助者 2.運行管理者 3.その他	第　　号	1. 持っている 2. 持っていない 3. 再交付希望	
運転免許証番号　（第　　号）　・　免許証なし又は登録しない					

注）現在の職名欄中「運行管理者」とは、**運輸支局長（沖縄にあっては陸運事務所長）に 選任の届け出**されている方です。「補助者」とは、現に事業所にて選任されている方です。

※　記入欄中の運転免許証番号は、受講後の受講履歴の確認・検索・本人確認に使用します。

※　別紙（裏面）の講習受講にかかる「個人情報の取扱いについて」をご確認いただき、□チェックを入れてください。（ご同意いただけない場合、□にチェックがない場合には、受講受付ができません。）

【当日の携行品】　　➡　□　**個人情報の取扱いについて同意します。**

・「予約確認書」　・筆記用具　・受講手数料　・マスク

・「運行管理者等指導講習手帳」（受講証明用の手帳です：すでにお持ちの方）

・上記の「手帳作成用の写真」１枚（初めて受講される方、お持ちの手帳の証明欄が満欄の方）

※ 6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上3分身、縦3.0㎝×横2.4㎝のもの。裏面に氏名を記入すること。

・講習で使用するテキスト・資料は当日配布いたします。

※　受付が完了した場合、記載の電話番号あてご連絡をいたします。

沖ト協発第１３号
令和３年４月１９日

会員事業者　各位

（公社）沖縄県トラック協会
会　長　　佐次田　朗

下請代金の支払手段について

コロナ禍にあって、会員事業者の皆様には感染のリスクと闘いながらも万全の感染防止対策を講じ「生活と産業活動のライフライン」として日々ご活躍されておられることに深く敬意を表します。

さて、政府は、平成 28 年 12 月に「下請代金の支払い手段について」親事業者に対して、下請代金の支払いの適正化を要請しましたが、なお多くは手形等による下請代金の支払いが行われており、十分にはそのサイト（手形の振出日から支払期日までの期間）の短縮がなされていない現状にあり、現金化する際の割引料等のコストも多くの場合下請事業者の負担となっており、結果として、現金化すると額面どおりの現金を受領できない状況にあります。

そのため政府は、旧通達を見直すこととし、下記のとおり、可能な限り速やかに下請代金の支払いの更なる適正化に努めるよう要請がありました。

記

親事業者による下請代金の支払いは以下によるものとする。

１．下請代金の支払いはできる限り現金によるものとすること。

２．　手形等により下請代金を支払う場合は、現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とならないよう下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議すること。
　その際、親事業者は現金により支払う場合の下請代金額並びに支払い期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。

３．下請代金の支払いに係る手形等のサイトについては、６０日以内とすること。

４．要請内容については、おおむね３年以内を目途として可能な限り速やかに実施すること。

以上

沖縄県トラック協会 受付 3.4.13 No. 31

全ト協発第３０号(企)
令和３年４月８日

各都道府県トラック協会
会　長　殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会　長　　坂　本　克　己

下請代金の支払手段について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、中小企業庁長官および公正取引委員会事務総長より、別紙のとおり、政府は、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、中小企業庁が設置した「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」による議論を経て、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」で設置された「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、平成 28 年 12 月に発出した「下請代金の支払手段について（平成 28 年 12 月 14 日 20161207 中第 1 号・公取企第 140 号）」を見直す方針を示しました。
つきましては、貴協会の傘下会員事業者に対する周知のほどよろしくお願い申し上げます。

20210322中庁第2号
公 取 企 第 ２ ５ 号
令和３年３月３１日

関係事業者団体代表者　殿

中 小 企 業 庁 長 官
（公印省略）

公正取引委員会事務総長
（公印省略）

下請代金の支払手段について

政府は、平成28年12月に「下請代金の支払手段について（平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号）」（以下「旧通達」という。）を関係事業者団体に発出し、親事業者に対して、下請代金の支払の適正化を要請したが、下請代金の支払に際しては、なお多くの企業により手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）による下請代金の支払が行われており、そのサイト（手形以外による支払にあっては、手形の交付日から手形の満期までの期間に相当するものをいう。以下同じ。）の短縮に改善の傾向がみられるものの、十分には短縮されていないのが現状である。

また、下請事業者が手形等を現金化する際の割引料等のコストについても、なお多くの場合、下請事業者の負担となっており、結果として、下請事業者は、手形等により下請代金の支払を受けた場合に、これを現金化すると額面どおりの現金を受領できない状況にある。

このような状況を踏まえ、政府は、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、中小企業庁が設置した「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」による議論を経て、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」で設置された「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、旧通達を見直す方針を示した。

こうした方針に基づき、今般、政府として、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）及び下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の趣旨に鑑み、下請代金の支払について、下記のとおり新たに整理したので、政府の方針を引き続き十分に了知の上、貴団体所属の親事業者に対して周知徹底するとともに、可能な限り速やかに下請代金の支払の更なる適正化に努めるよう要請する。とりわけ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者以外に該当する親事業者から率先して実施されたい。

また、政府は、今後も、下請法に基づく調査、検査等において、支払方法の選択、サイトの短縮状況等について確認をするなど必要な措置を講じるものとする。

記

親事業者による下請代金の支払については、以下によるものとする。

１　下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。

２　手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。

３　下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。

４　前記１から３までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね３年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

以上

落下物対策を!!

落下物は落とし主の責任です。

・主な落下物（角材や板材、段ボール、自動車部品等）

・会社ぐるみで**落下物防止！**（カバーかけ、ロープで固定）

・落下物は、**重大事故**に繋がります。

沖縄県警察本部　交通機動隊
西日本高速道路総合サービス沖縄㈱

みち、ひと…未来へ。 NEXCO 総合サービス沖縄

高速道路の事故防止を!

・交通ルール・マナーを守って事故防止
・十分な車間距離・安全速度・出発前点検

みち、ひと…未来へ。 NEXCO 総合サービス沖縄

高速道路利用前の点検を行いましょう！

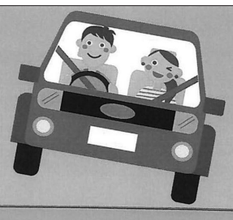

現在、沖縄自動車道では**大変多くの故障が発生**しています。
故障原因として多いのが、**エンジントラブル** 次に**パンク**そして**オーバーヒート**などがあります。
これらの故障は、点検を行う事によって未然に防ぐことができ事故防止等にもなりますので主な点検項目を紹介します。

～主な故障原因～

1.エンジントラブル
2.パンク
3.オーバーヒート
4.燃料切れ
5.バッテリー上がり

・点検項目・

エンジン周り
・エンジンオイルの量・汚れ等
・冷却水の量・漏れ等
・ブレーキ液の量
・バッテリー液の量

タイヤ周り
・空気圧
・亀裂及び損傷
・溝の深さ

ボディ周り
・ランプ類
・ワイパーの劣化

上記箇所の点検によって故障の大半を防ぐことができます！
普段の点検を忘れずに！

万が一 故障したら！

・ハザードランプの点灯!
発煙筒や三角表示板△で後続車に合図！
・通行車に注意しながらガードレール外等の安全な場所へ避難！
・非常電話や携帯電話で道路管制センター（#9910）へ通報！

NEXCO 総合サービス沖縄

セーフティドライブ

～安全・安心・快適な走行のために～

・高速道路上は駐停車禁止です

高速道路上は道路交通法により、危険防止や故障などの場合を除き駐停車禁止です。路肩での停車は罰則対象になるだけではなく、後続の車両から追突される恐れがあり、非常に危険です。携帯電話・休憩などは最寄りのSA・PAをご利用ください。

・わき見運転をしない

考えごとや景色に気をとられて、わき見運転をしていませんか？
時速80kmの速度では1秒間に約22mも車は進みます。
わき見運転は、追突や玉突き事故の原因となることがあります。

・十分な車間距離をとる

路面が乾燥している場合は、時速80kmでは約80mの車間距離をとる必要があります。路面が雨に濡れている場合には、この約2倍の車間距離が必要です。前の車との車間距離は十分にとりましょう

・あおり運転はやめましょう

いわゆる「あおり運転」等は、重大な交通事故に繋がる悪質・危険な行為です。車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にやめましょう。相手の立場について思いやりの気持ちを持ち、ゆずりあいの運転をすることが大切です。

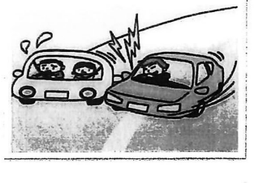

・全席シートベルト着用お願いします。

後部座席のシートベルトの着用は2008年の道路交通法改正により義務付けられてます。シートベルトは運転者、同乗者の大切な命を守る重要な装置です。

NEXCO 総合サービス沖縄

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年　　月　　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

□はしごの上部・下部の固定状況を確認している

□（はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない

□はしごの上端を、上端床から60㎝以上突出している

□はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている

□はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない

□はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある

□靴は脱げにくく、滑りにくい

□ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

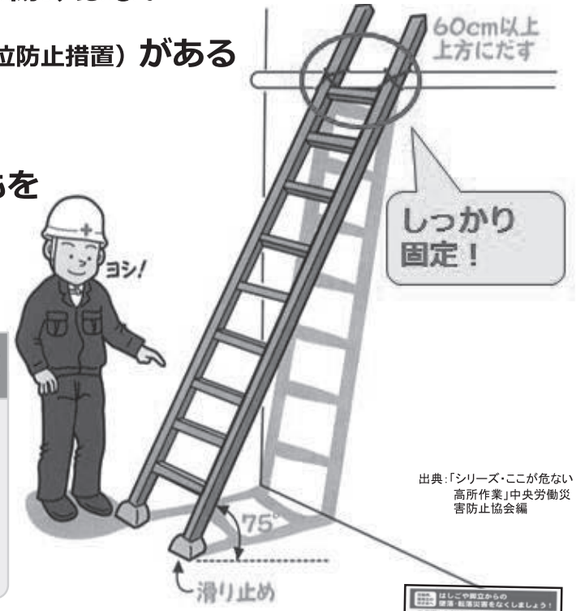

出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）

1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　幅は30㎝以上
4　すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

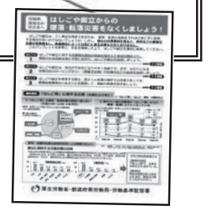

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3. 3）

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年　　月　　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

□脚立は安定した場所に設置している

□開き止めに確実にロックをかけた

□ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない

□ヘルメットを着用し、あごひもをしめている

□靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている

□身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる

□天板上や天板をまたいで作業をしない

□作業は２段目以下の踏みさんを使用する
（３段目以下がよりよい）

□作業は頭の真上でしない

□荷物を持って昇降しない

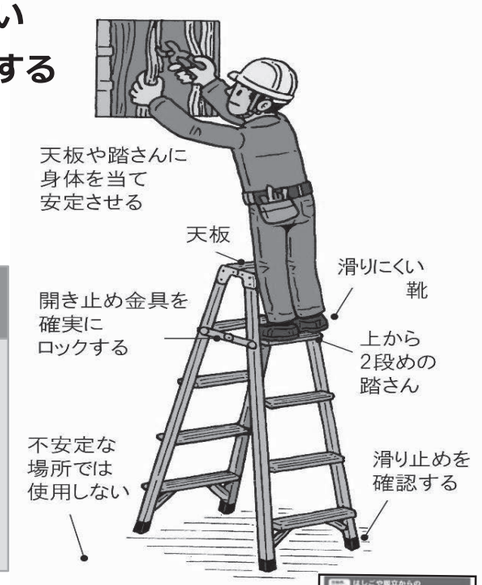

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）

1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
4　踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ２m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

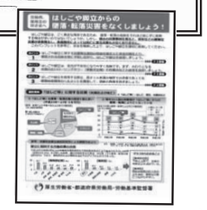

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3. 3）

沖ト協発第１６号
令和３年４月２８日

貨物運送事業者

（公社）沖縄県トラック協会会長
（　公　印　省　略　）

「２０２１年度　安全性評価事業（Ｇマーク）の実施に係る事前説明会」の
ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信について

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成１５年度よりスタートした「貨物自動車運送事業安全性評価事業」は、荷主企業や一般消費者がより安全性の高いトラック運送事業所を選びやすくするとともに、トラック運送業界全体の安全性向上に対する意識を高めるための環境整備を図ることを目的としています。

令和３年３月１７日現在、全国で２６，９４０事業所が「安全性優良事業所」として認定され、そのうち当県内においては１０７事業所が認定されております。

つきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から当協会での開催を中止し、動画配信サイト（YouTube）を利用した「２０２１年度安全性評価事業の実施に係る事前説明会」を下記のとおり開催いたしますのでご視聴いただきますようご案内申し上げます。

また、申請案内については（公社）全日本トラック協会ホームページ（下記記載）よりダウンロードしていただくか、または沖縄県トラック協会各支部の窓口へお受け取りいただきますようお願い申し上げます。

・申請案内ダウンロード先　（公社）全日本トラック協会ホームページ　↓
掲載場所 URL：https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark/gmark_shinsei2021annai.html

・沖縄県トラック協会各支部の窓口にて５月６日（木）から配布いたします。

敬具

記

１．動画配信方法について
申請案内の説明動画を下記リンク先のページより配信いたします。（全ト協ホームページ）
動画配信先：https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark/gmark_shinsei2021.html
テーマ：２０２１年度「貨物自動車運送事業安全性評価事業」申請案内について

２.動画配信日
２０２１年5月１０日（月）以降予定

３.申請受付期間
２０２１年7月１日（木）～２０２１年7月１４日（水）　※土・日曜日を除く

４.その他
インターネットへの接続環境が必要となります。

＜本件に対する問合せ先＞
（公社）沖縄県トラック協会　適正化事業課
ＴＥＬ：０９８－８６３－０２８０

令和３年４月
（公社）全日本トラック協会

令和３年度
厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース」
～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～
実施概要

１．事業の目的
トラック運送業界は、今後働き方改革における時間外労働の上限規制適用により、ドライバー不足がさらに顕著になると想定されることから、大型自動車、中型自動車及び未経験者でも運転可能な準中型自動車を運転できる免許の取得を促進し、併せて、入社後の即戦力として運転業務に必要な「物流基礎知識」や「安全運転知識」等の座学訓練を実施し、求職者の希望にあった事業者への就職を支援することで、業界が抱える人材確保対策や就職氷河期世代の人達を運転者として採用することにより、安定就労につなげることを目的とする。

２．事業の内容
トラック運送事業者に就職を希望する就職氷河期世代の求職者（未就労者、非正規雇用者）に対し、大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許の資格を取得させるため、指定自動車教習所に通所させるとともに、「物流基礎知識」、「安全運転知識」等の座学訓練を実施する。
さらに貨物自動車運送事業者にて職業体験を行わせるとともに、ハローワーク及び本事業に登録した貨物自動車運送事業者への就職を支援する。

３．事業の実施期間
令和２年８月～令和５年３月（令和３年度は、左記実施期間の２カ年目）

４．訓練の実施規模
令和３年度の訓練生の募集予定人数：５００人
※募集予定人数に達した時点で、受付終了

５．スケジュール（予定）
令和３年度は、３期程度（①４～７月、②７～１０月、③１０～１月）に分けて、求職者向け説明会、募集及び訓練を実施予定

６．その他
・本事業の求職者（訓練生）における運転免許取得費用は、厚労省からの委託費により、当協会より各教習所に直接支払われます。
・本事業については、人材派遣会社のアデコ株式会社の協力により実施いたします。
・本事業の実施状況は、順次、氷河期事業専用 HP に掲載いたします。
（氷河期事業専用 HP：https://truck-driverlicense.jp/）
・貴協会にご協力をいただく業務等については、後日改めてご連絡いたします。

【本件にかかる問い合わせ先】
（公社）全日本トラック協会　経営改善事業部　TEL 03-3354-1056
アデコ株式会社　椎葉、谷口（就職氷河期世代支援事業事務局）TEL 0120-934-312

以上

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和３年３月３１日
自動車局整備課

大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～　ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入　～

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカーを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

１．改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）を改正し、ホイールナットマーカー等を活用した新たな点検方法や車齢４年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

＜大型車の車輪脱落事故件数＞
・令和元年度の事故件数は過去最大
・詳細は令和２年 10 月 30 日のプレスリリース参照（https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html）

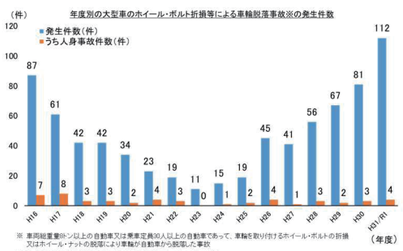

①　日常点検の実施の方法
・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカーを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化
②　定期点検（３ヶ月ごと）の実施の方法
・新品から４年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記
③　整備の実施の方法
・タイヤ交換手順の明確化
・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化

ホイール・ナットへのマーキング例

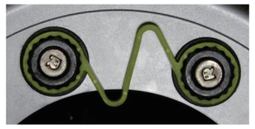
緩みなしの状態

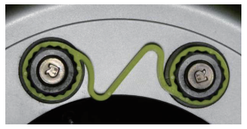
左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカーの装着例
（ホイール・ナット回転指示インジケーター（ＩＳＯ方式）装着の場合）

２．スケジュール

公　布　：　令和３年３月 31 日（本日）
施　行　：　令和３年４月１日

〈問い合わせ先〉
自動車局　整備課　児島、川崎
代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639

飲酒運転の根絶を目指して

～トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策～

近年、事業用トラックによる飲酒運転事故件数は増加傾向にあります。事業用トラックドライバーによる飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質極まりない行為です。

現下の新型コロナウイルス禍においても、トラック運送業界は、国民の暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業として、多くのトラックドライバーは使命感をもって日夜輸送を行っている中、こうした一握りの心無いドライバーの行為が、トラック運送業界全体に悪影響を与えることとなります。

ここに掲げた飲酒の実態をみると、経験年数５年以下のドライバーに飲酒運転事故が最も多くみられますが、それ以上の経験年数でも飲酒運転事故が少なからず発生しており、経験年数にかかわらず、全てのドライバーに対して飲酒運転根絶の指導を徹底していくことが求められます。

過去10年間における運転経験年数別飲酒運転事故件数※

（単位：件）

年度別件数 ／ 運転経験年数	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
～５年（１年未満の件数）	13 (5)	16 (7)	7 (2)	16 (5)	6 (5)	11 (3)	14 (1)	6 (2)	11 (2)	11 (3)
６～10年	9	9	6	6	7	2	3	8	5	6
11～15年	6	5	2	7	7	7	7	3	7	5
16～20年	7	3	3	3	5	2	7	0	3	5
21～25年	2	3	1	2	7	2	2	6	4	4
26～30年	2	1	2	4	6	2	4	2	3	3
31～35年	2	3	1	1	1	4	4	1	4	4
36～	5	3	1	4	3	3	5	4	3	2

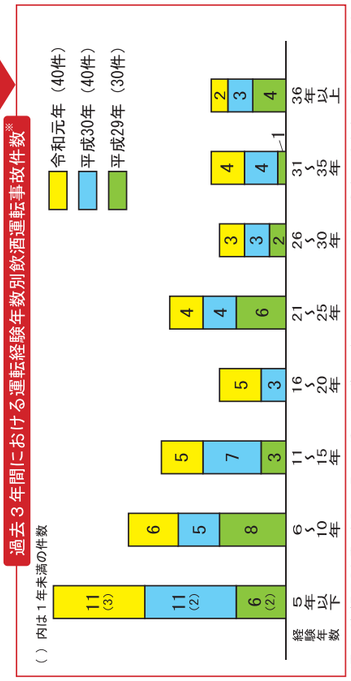

※表およびグラフの数値は事業用トラック（軽は含まず）・バス・ハイタクによる飲酒運転事故（物損事故を含む）の総件数。
（自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計）

公益社団法人 全日本トラック協会

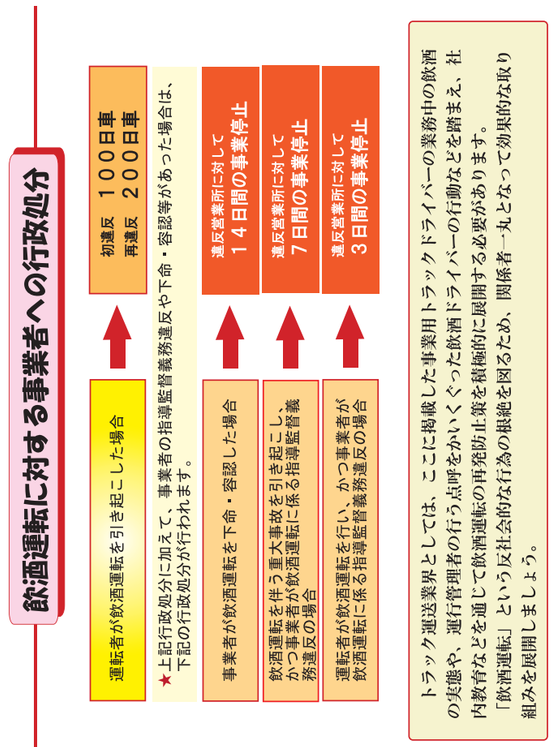

トラック運送業界としては、ここに掲載した事業用トラックドライバーの業務中の飲酒の実態や、運行管理者の行う点呼をかいくぐった飲酒ドライバーの行動などを踏まえ、社内教育などを通じて飲酒運転の再発防止策を積極的に展開する必要があります。
「飲酒運転」という反社会的行為の根絶を図るため、関係者一丸となって効果的な取り組みを展開しましょう。

災害事例とその対策

クレーンによる荷積み作業は短時間でも十分な段取りを！

重量物の取扱い等では、天井クレーンやラフテレーンクレーン（ラフタークレーン）などの動力クレーンが多くの作業現場で使用されています。しかし、運転操作の誤りや不適切な作業方法等によって、これらの機械装置(起重機)が関わって労働災害が起きた場合は、死亡などの重篤な労働災害に至ることがみられます。

1　事業の種類：道路貨物運送事業業
（従業員数50人未満）

2　発生月時：10月　午後2時頃

3　発生場所：荷主敷地内

4　被災者：貨物自動車運転者
37歳　男性
経験年数　30年

5　傷病の程度：死亡

6　災害発生状況

⑴　被災者は、地盤改良に用いた土留め用シートパイル(鉄製、幅4.5m、長さ6.1m、重さ390kg)を運搬するため、ラフテレーンクレーン(以下「クレーン」という。)を使用して、平ボディの荷台への積込み作業に従事していた。

⑵　荷台上で積込み位置の調整を行っていた被災者が、荷台上から飛び降りた直後、クレーンでつり上げられたシートパイル10枚(重さ3.9ｔ)のうち、数枚のシートパイルが落下し、当該パイルの下敷きとなって死亡した。

7　推定される災害の原因と問題点

⑴　クレーンで吊り上げられたシートパイル10枚は、ロープ等で結束されずに玉掛け用ワイヤロープを用いて吊り上げられたことにより、当該クレーンの旋回等の動きによって徐々にバランス等が悪くなり、ずり落ちたものと推定されます。

⑵　また、シートパイルに泥などが付着し、当て物を用いずに玉掛けワイヤロープを使用した場合、ロープが滑り当初のセット位置からずれていた状態でつり上げられていたことが考えられます。

⑶　また、長尺物のつり上げであったことから、巻上げ時に地切り(地面から離れたこと)の状態で一旦停止し、シートパイルのバランスを確認していたとうかがうことは災害時の状況等から難しいものと考えられます。

⑷　被災者とクレーンオペレーターの二人作業であった推定されますが、積込作業が短時間で終わる予定であったため、作業手順や役割分担などを決めずに、作業優先で進めていたものと思われます。

⑸　被災者は、クレーンの稼働時におけるつり荷の状態等を把握しないまま積込の準備等に追われていたことにより、シートパイルの落下から回避するための行動ができなかったものと推測されます。

8　再発防止対策

トラック荷台からの荷の積卸しで、クレーンや移動式クレーン等を用いる場合は、作業の規模や作業時間の長短等に関わらず、日頃から、次に掲げる事項も含めた安全対策が確実に行われることが必要と考えます。特に、荷主など他社との共同作業を伴うときは、十分な意思疎通を図ることは安全作業に欠かせないことではないでしょうか。

⑴　積卸しの作業手順やクレーン作業での合図の統一等について十分な打合せを行う。

⑵　クレーン作業時には、その都度、作業指揮者を配置し、作業の状況等を監視する。また、危険の恐れがあるときは、速やかに作業の中止、退避等の対応をとる。

⑶　シートパイルなどの長尺物は、ロープ等で確実に結束し、二点以上でつり上げ、専用のつり金具(クランプ等)を用いる。

⑷　また、つり荷の振れ、回転等を抑える(安定させる)ため、介錯ロープ等を使用する。

⑸　巻き上げに際し、地切り(30cm弱)の状態で、一旦、巻き上げを停止し、つり荷の異常の有無などを確認する。

⑹　クレーンの作業に携わる全ての者に、クレーンの作動時に生じる作用、ワイヤロープの特性などの知識を付与する。さらに、一人ＫＹ活動の積極的な取組に努める。

軽油価格推移表（全国平均・沖縄地区）

2021年４月19日 現在
店頭現金価格　週次調査
（円税込/リットル）

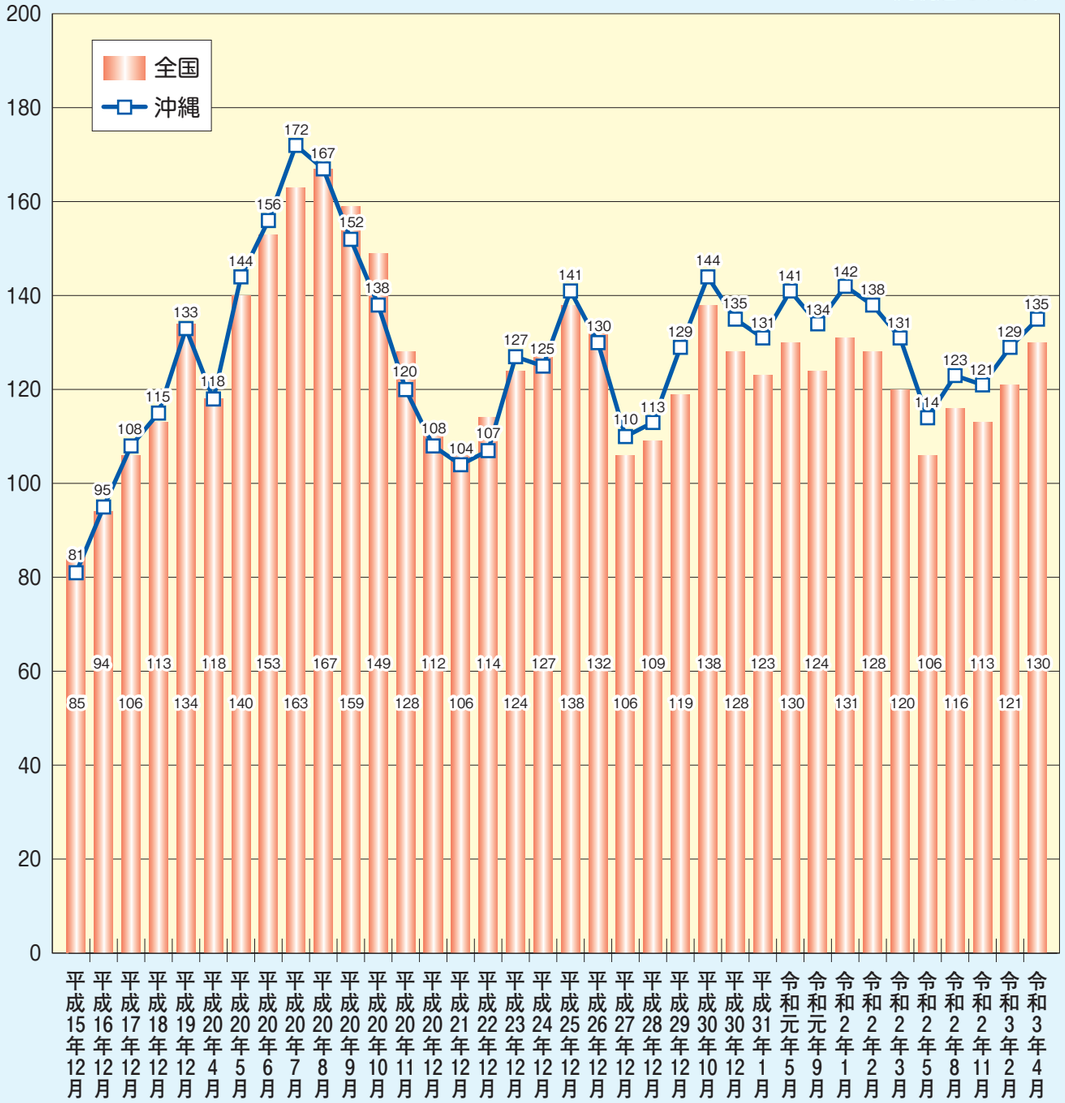

経産省資源エネルギー庁公表

小数点以下切り捨て

	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月	平成20年7月	平成20年8月	平成20年9月	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
沖縄	81	95	108	115	133	118	144	156	172	167	152	138	120	108	104	107	127	125
全国	85	94	106	113	134	118	140	153	163	167	159	149	128	112	106	114	124	127

	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年10月	平成30年12月	平成31年1月	令和元年5月	令和元年9月	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	令和2年5月	令和2年8月	令和2年11月	令和3年2月	令和3年4月
沖縄	141	130	110	113	129	144	135	131	141	134	142	138	131	114	123	121	129	135
全国	138	132	106	109	119	138	128	123	130	124	131	128	120	106	116	113	121	130

協会日誌

2021年 ４月業務日誌

6（火）　春の全国交通安全運動（～15日）
7（水）　2021年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る事前説明会【西ブロック】（全ト協）13:00～17:00
8（木）　全国専務理事業務連絡会議（東京）15：00～17:30／正副会長会議（沖ト協２F）12:00～
13（火）　令和３年度 沖縄県道路利用者会議理事会（八汐荘）14:00～14:30（書面開催へ変更）／Ｇマーク個別相談会（沖ト協）～15日
14（水）　適正化幹事会（局）13:30～
20（火）　トラック輸送における取引環境・労働時間改善沖縄県地方協議会（沖ト協５F）10：30～12:00／令和３年度 沖縄県総合防災訓練に係る第1回全体会議（Web会議）14:00～14:30／「令和３年度 安全管理推進大会」における災防団体連絡会議（沖ト協４F）14:00～15:00
21（水）　2021年度 第１回初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修（沖ト協５F）９：20～／全ト協広報委員会正副会長会議（全ト協）15:00～
22（木）　那覇支部運営委員会（沖ト協５F）12:00～
26（月）　令和３年度 第１回適正化事業指導員全国研修「初級研修」（全ト協）13:00～27日16:30
27（火）　陸災防会計監査（沖ト協２F）10:00～／沖ト協会計監査（沖ト協２F）13:00～
28（水）　令和３年度貨物自動車運送事業実施機関情報処理システムに係るシステム研修（全ト協）10:00～15:00／第１回沖ト協理事会（沖ト協５F）12:00～
29（木）　昭和の日

2021年 ５月行事予定

３（月）　憲法記念日
４（火）　みどりの日
５（水）　こどもの日
18（火）　沖縄総合事務局長表彰式（予定）
19（水）　引越基本講習（沖ト協５F）10:00～16:00／事業所説明会（ハローワーク沖縄）14:00～15:00
20（木）　引越管理者講習（沖ト協５F）10:00～16:00
21（金）　令和３年度 第１回沖縄県交通安全推進協議会幹事会（県庁４階）10:30～11:30
26（水）　第45回 定時総会（沖ト協５F）15:00～
27（木）　令和３年度 陸災防通常総代会（東京）15:00～16:00

会員だより

◆入　　会

所　在　地	事業所名／代表者名	電　話	ＦＡＸ
904-2311　うるま市勝連南風原5192-28	㈱アーネストウイング沖縄営業所／清水 亮太	098-939-7177	098-939-7178
900-0001　那覇市港町2-1-12	㈲大成／新城 学	098-863-1727	098-863-1727
901-0361　糸満市糸満1530-1	㈱沖幸ライン／幸地 良也	098-987-4215	098-987-4215

◆退　　会

届出年月日	事 業 所 名	代表者名	所　在　地
R３.３.31	大 山 運 送	大山　朝栄	宜野湾市我如古4-9-16
R３.３.31	大 成 運 送	新城　長栄	那覇市港町2-1-12
R３.３.31	沖幸ライン	幸地　良也	糸満市糸満1530-1

近代化基金融資にかかる貸出金利について

貸付利率

年 1.00%（令和２年８月12日より適用）

※改訂がない限り当分の間、上記の利率が継続します。